フォーム

W-8BEN-E

(2017年7月改訂)

米国税金の源泉徴収および報告に関する最終受益者の ステータス証明書(事業体用) 事業体用。個人はフォームW-8BENを使用すること。
 ■ 言及されている条文は内国歳入法の条文です。
 ■ 説明書および最新情報については以下をご覧ください。www.irs.gov/FormW8BENE
 ■ このフォームを源泉徴収義務者または支払者に提出してください。IRSへの送付は不要です。

米財務省内国歳入庁(IRS)

OMB番号 1545-1621

以下の	目的でこの用紙を使用しないでください。			使用すべきフォーム:			
• 米国の事業体または市民もしくは居住者							
● 外国人(個人)							
◆ その所得が米国内の取引または事業に実質的に関わるものであると主張する外国人または外国の事業体 (条約上の恩恵を申請する場合を除く)							
	籍のパートナーシップ、外国籍の単純信託、または外国籍の自益信託(Granto トについては説明書を参照してください)	or trust)(租税	条約の恩恵を申請する場合	を除きます) 			
● 外国政府、国際機関、外国中央銀行、外国免税組織、外国民間基金、または米国政府の所有下組織のうちその所得が米国の所得と実質的に関係すると主張するか、第115(2)条、501(c)条、892条、895条もしくは1443(b)条の適用可能性を主張するもの(租税条約の恩恵を申請する場合を除きます)(その他の例外については説明書を参照してください)							
• 仲介:	者として行動する個人(適格デリバティブのディーラーとして行動する適格仲	介者を含む)					
パー	ートI 最終受益者に関する情報						
1	最終受益者である組織名		2 法人または組織の設立 	国			
3	支払を受領するみなし事業体の名称(該当する場合は説明書を参照)						
4	第3章のステータス (事業体の種類) (以下のうち1つのみチェック): 🗌 法	·人	□ 独立的課税対象と みなされない事業				
	□ 単純信託 □ 自益信託 □ 複	合信託	□ エステート	□ 政府			
	□ 中央銀行 □ 免税組織 □ 民	間基金	□ 国際機関				
	上記でみなし事業体、パートナーシップ、単純信託または自益信託をチェッ		該事業体は租税条約の恩恵	を申請			
	するハイブリッドの事業体ですか?「はい」の場合、パートIIIを記載してくだ			□ はい □ いいえ			
5	第4章ステータス(FATCAステータス)(詳細は説明書を参照。事業体の該当	áステータスに [・]	ついて下記の証明を記載して	てください。)			
	□ 非参加FFI(みなし遵守FFI、参加FFI、または免除最終受益者以外のIGAの報告主体であるFFIに関連するFFIを含みます)。		、または米国の所有下にある を記入してください。	5政府、または外国の中央銀行。			
	□ 参加FFI		。パートXIVを記入してくださ	とい。			
	□ モデル 1の報告主体であるFFI。	□ 免税年金	プラン。 パートXVを記入して	てください。			
	□ モデル 2の報告主体であるFFI。		受益者が単独所有する事業体	本。パートXVIを記入してくだ			
	登録型みなし遵守FFI(モデル1の報告主体であるFFI、スポンサー付 FFI、またはパートXIIの対象となるIGAの報告主体でないFFIを除きます)。説明書を参照してください。	=	金融機関。パートXVIIを記入	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			
	□ スポンサー付FFI。パートIVを記入してください。	□ 週用除外 さい。	非金融機関グループの事業	体。パートXVIIIを記入してくだ			
	□ 認証型みなし遵守非登録地方銀行。パートVを記入してください。	-	非金融新設会社。パートXIX	を記入してください。			
	□ 認証型みなし遵守FFIのうち保有口座が少額に限られるもの。パート VIを記入してください。	してくださ	どい。	非金融事業体。パートXXを記入			
		_	亥当組織。 パートXXIを記入し 織。 パートXXIIを記入してくる				
	□ 認証型みなし遵守期間限定債権投資事業体。パートVIIIを記入してください。	□ 金融機関	以外の事業体(NFFE)のうち	5上場事業体または上場企業の関			
	□ 金融口座を保持していない一部の投資事業体。パートIXを記入して	融口座を保持していない一部の投資事業体。パートIXを記入して					
	ください。 「 所有者開示FFI。パートXを記入してください。	=	FE。パートXXVを記入してく				
	制限分配者。パートXIを記入してください。		FE。パートXXVIを記入して				
	☐ IGAの報告主体でないFFI。パートXIIを記入してください。	□ 適用除外 さい。	中間関係会社に該当するFFI	。パートXXVIIを記入してくだ			
			報告主体であるNFFE。				
				るNFFE。パートXXVIIIを記入し			
		てください	'。 以外の口座。				
6	恒久的住所(通り名、アパート/スイート番号、地方配送路)。私書箱または緊	緊急連絡住所を	記載しないでください(登録住	上所を除きます)。			
			玉				
7	郵便住所(上記と異なる場合)						
	市町村、州または都道府県。該当する場合は郵便番号。		国	l			

フォームW-8BEN-E(2017年7月改訂) ページ 2 最終受益者に関する情報(続き) b 外国納税者番号(TIN) 8 米国納税者番号(TIN)(必要な場合) 9a GIIN 参考番号(説明書を参照してください) 10 **注:** パートXXXのフォームへの署名を含めてこのフォームの残りに記入してください。 支払を受領するみなし事業体または支店 (GIINを取得済みのみなし事業体または支店がFFIの居住国以外 の国にある場合のみ記入してください。説明を参照してください)。 支払を受領するみなし事業体または支店の第4章のステータス(FATCA ステータス) 11 □ 非参加FFIとして扱われる支店。 □ モデル 1の報告主体であるFFI。 □ 米国の 支店。 □ 参加FFI。 □ モデル 2の報告主体であるFFI。 12 みなし事業体または支店の住所(通り名、アパート/スイート番号、または地方配送路)。**私書箱または緊急連絡住所を記載しないでください**(登録住 所を除きます)。 市町村、州または都道府県。該当する場合は郵便番号。 玉 13 GIIN(所有する場合) 租税条約の恩恵の申請(該当する場合)。(第3章の目的に限る。) 私は以下の事項を証明します(該当するすべてのボックスをチェック)。 □ 米国と該当国とが締結した租税条約に関わる範囲において、最終受益者の居住国は а です。 □ 最終受益者は、租税条約の恩恵を受ける所得項目を生み出し、かつ該当する場合は、特典制限を扱う条約の条項の要件を満たしています。 以下は、適用される租税条約に含まれる可能性のある特典制限条項の種類です(1つのみ選択。説明書を参照してください)。 □ 所有権テストおよび税源浸食テストを満たす会社 | |政府 | | 免税年金信託または年金基金 | |派生的受益テストを満たす会社 | | その他の免税組織 | | 能動的事業テストを満たす所得項目を有する会社 □ 上場法人 | 米国監督当局から有利な裁量判断を受領 □ 上場法人子会社 □ その他(条項を明記): □ 最終受益者は、外国法人から受領する米国源泉の配当金または外国法人の米国での取引または事業から生じた利息に対する租税条約の恩恵を 申請しており、かつ適格居住ステータスに合致しています(説明書を参照)。 優遇税率および条件(該当する場合―説明書を参照): 最終受益者は、以下の所得に対して、上記14aに明記した条約の条項の規定に基づき、_ %の源泉徴収税率の適用を申請しま す(所得の種類を明記してください): 源泉徴収税率の適用を受けるために最終受益者が満たす条項の追加条件を説明: パート IV スポンサー付きFFI スポンサーである事業体の名称: 適用するボックスにチェックを入れてください。 □ 私は、パート」で特定した事業体が以下に該当することを証明します。 投資事業体に該当します。 QI、WP(源泉徴収外国パートナーシップ契約で認められている範囲を除く)、またはWTではありません。ならびに 当事業体のスポンサー役を担うことを上記の事業体(非参加FFIに該当しないこと)と合意済みです。 ■ 私は、パートIで特定した事業体が以下に該当することを証明します。 第957(a)条で定義する被支配外国法人に該当します。 • QI、WPまたはWTに該当しません。

当事業体のスポンサー役を担うことに同意している上記の米国金融機関により直接または間接的に100%所有されています。ならびに

払など) にアクセスできます。

スポンサー事業体(上記)と電子口座システムを共有します。このシステムによりスポンサー事業体は、当事業体のすべての口座保有者および支払 先を特定し、当事業体が管理するすべての口座情報・顧客情報(顧客の身元情報、顧客関連書類、口座残高、口座保有者/支払先に対するすべての支 フォームW-8BEN-E (2017年7月改訂) ページ **3**

パートV認証型みなし遵守非登録地方銀行

- - 法人化または組織化した国の銀行または信用組合(または類似の非営利協同信用組織)としての資格のみに基づき営業し、許認可を受けています。
 - 銀行に関しては、かかる銀行と無関係のリテール顧客を、信用組合もしくは類似の協同信用組織(ただし、いずれかの組織員がかかる信用組合もしくは協同信用組織の5%超の所有権を有する場合を除きます)に関しては組織員を対象に預金の受け入れおよび資金の貸し付け事業に主に従事しています。
 - 組織化した国以外で口座保有者を勧誘しません。
 - 組織化した国以外に事業を行う一定の場所を有していません(ここでいう事業を行う一定の場所には、公に広告されておらず、かつFFIが管理支援業務のみを行う場所は含まれません)。
 - 貸借対照表上の資産は1億7,500万ドル以下であり、拡大関連者グループの一員である場合は、当該グループの連結または合算貸借対照表上の合計資産は5億ドル以下です。**ならびに**
 - 拡大関連者グループの一員に外国金融機関(FFI)を含んでいません。ただし、パートIで特定されるFFIと同じ国で法人化または組織化され、かつこのパートに定める要件を満たすFFIを除きます。

パートVI 認証型みなし遵守FFIのうち保有口座が少額に限られるもの

- 19 □ 私は、パートIで特定したFFIが以下に該当することを証明します。
 - 証券、パートナーシップ持ち分、商品、想定元本契約、保険もしくは年金契約、またはかかる証券、パートナーシップ持ち分、商品、想定元本契約、保険もしくは年金契約の利子(先物/先渡契約もしくはオプションを含みます)への投資、再投資または取引を主な業務としていません。
 - 当該FFI、またはその拡大関連者グループ (該当する場合) のいずれかのメンバーによって保持される金融口座の残高または価値が、5万ドルを超えていません (該当する口座集約ルールを適用後の残高または価値で判断します)。 **ならびに**
 - FFIまたは当該FFIの拡大関連者グループ (該当する場合) のいずれも、直近会計年度末の連結/合算貸借対照表上の資産の額が5,000万ドルを超えていません。

パートVII 非公開投資事業体(みなし遵守スポンサー付で認証型のもの)

- **20** スポンサーである事業体の名称:
- 21 □ 私は、パート」で特定した事業体が以下に該当することを証明します。
 - 規則第1.1471-5(e)(4)条に記載する投資事業体に該当することのみを理由として、FFIに該当します。
 - QI、WPまたはWTに該当しません。
 - デューデリジェンス、源泉徴収、報告に関するあらゆる責任(FFIが参加FFIであるものとして決定)がライン20で明示されるスポンサー事業体によって充足されます。 **および**
 - 当該事業体の債権および株式持分のすべてを20人以下の個人が所有します(米国金融機関、参加FFI、登録型みなし遵守FFI、および認証型みなし遵守FFIが所有する債権の持分、ならびに当該事業体がFFIの株式持分の100%を所有し、かつ当該事業体がスポンサー付FFIである場合は、事業体が所有する株式持分は除外して判断します)。

パート//// 認証型みなし遵守期間限定債権投資事業体

- 22 □ 私は、パートIで特定した事業体が以下に該当することを証明します。
 - 2013年1月17日時点で存在していました。
 - 2013年1月17日以前に、信託証書または類似する契約に基づき、そのすべての種類の債権または株式持分を投資家に発行しています。および
 - 期間限定債券投資事業体として処遇される要件(その資産に関する制限や規則第1.1471-5 (f) (2) (iv) 条に基づくその他の要件など) を満たすことから、みなし遵守事業体として認証されています。

パートX 金融口座を保持していない一部の投資事業体

- **23** 私は、パートIで特定した事業体が以下に該当することを証明します。
 - 規則第1.1471-5 (e) (4) (i) (A)条に記載する投資事業体に該当することのみを理由として、金融機関に該当します。および
 - 金融口座を保持していません。

パー→X 所有者開示FFI

注: このステータスは、このフォームの提出先である米国金融機関、参加FFI、またはモデル1の報告主体であるFFIが、対象となるFFIを所有者開示FFIとして処遇することに同意している場合に限り適用されます(資格要件については、説明書を参照)。 さらに、当該FFIは以下の証明を行わなければなりません。

- **24a** □(所有者開示FFIはここにチェックを入れてください)私は、パートIで特定したFFIが以下のすべてに該当することを証明します。
 - 仲介者として行動しません。
 - 通常の銀行業務または類似業務において預金を受け入れません。
 - 主要な事業活動として、他者の金融資産を保持しません。
 - 金融口座を発行するか、金融口座に関して支払を実行する義務を負う保険会社(または保険会社の持ち株会社)に該当しません。
 - 通常の銀行業務または類似業務において預金を受け入れるか、主要な事業活動として、他者の金融資産を保持するか、または金融口座を発行もしくは金融口座に関連して支払を行う義務を負う保険会社(または保険会社の持ち株会社)に該当する事業体により所有されておらず、当該事業体の拡大関連者グループにも属しません。
 - 非参加FFIに代わって金融口座を保持していません。および
 - FFI所有者報告書に明示するものを除き、FFIの株式持分または債権持分(金融口座以外または残高もしくは価値が5万ドル以下のものを除きます)を所有する特定米国人を有していません。

フォーム	AW-8BEN-E (2017年7月改訂) ページ 4
	ートX 所有者開示FFI (続き)
ボック	ス24bか24cのいずれか当てはまる方にチェックを入れてください。
b	□ 私は、パートIで特定したFFIが以下に該当することを証明します。
	 以下の事項を記載するFFI所有者報告書を提供済みであるか、提供する予定です。 (i) 氏名、住所、TIN (該当する場合)、第4章のステータス、所有者開示FFIの株式持分を直接または間接的に所有する個人および特定米国人それぞれに関して提出する裏付け書類の種類(必要な場合) (特定米国人以外のすべての事業体については目を通す)。
	(ii) 氏名、住所、TIN(該当する場合)、所有者開示FFIの債権持分(間接的債権持分を含みます。当該持分には、直接/間接的に受領者を所有する事業体の債権持分、または受領者の債権保有者の直接または間接的な株式持分を含みます)を所有する個人および特定米国人それぞれの第4章のステータス。なお、かかる債権持分は、5万ドル(参加FFI、登録型みなし遵守FFI、認証型みなし遵守FFI、免除対象NFFE、免除最終受益者または特定米国人以外の米国人が所有する債権持分すべてを排除して判断します)を超える金融口座を構成するものとします。ならびに(iii) 源泉徴収義務者が事業体に関してその義務を充足するために要求する補足情報。
	● FFI所有者報告書に明記する各人につき、規則第1.1471-3 (d) (6) (iii) 条の要件を満たす有効な証拠文書を提出済み、または提出する予定です。
С	□ 私は、独立会計事務所または米国内に拠点を有する法定代理人が規則第1.1471-3 (d) (6) (iv) (A) (2) 条で特定するFFIの所有者および債権保有者全員に関するFFIの裏付け書類を精査した旨、ならびに当該FFIが所有者開示FFIとなるすべての要件を満たす旨を表明する監査レターで、当該会計事務所または代理人が支払日から4年以内に署名したものを、パートIで特定したFFIが提出済みであるか提出する予定であることを証明します。 また、パートIで特定したFFIは、特定米国人であるFFIの所有者の所有者報告書およびフォームW-9についても、該当する権利放棄表明と共に提出済みであるか提出する予定です。
該当す	る場合、ボックス24dにチェックを入れてください(任意、説明書を参照)。
d	□ 私は、ライン1で特定した事業体が、偶発受益者を持たないか、未特定受益者と指定されるクラスを持たない信託であることを証明します。
パー	→トXI 制限分配者
25a	————————————————————————————————————
	 このフォームの提出先に関連する制限ファンドの債権または株式持ち分の分配者として業務を行います。 少なくとも30人以上の相互に関連のない顧客に投資サービスを提供しており、また、全体のうち、相互に関連がある顧客は半分未満です。 当該組織の設立国(金融活動作業部会=FATFの準拠国であること)のマネーロンダリング防止法に基づき、マネーロンダリング防止(AML)のためのデューデリジェンス手続きを実施する義務を負います。
	 法人または組織の設立国でのみ操業し、その国以外に事業を行う一定の場所を有さず、その関連者グループ(該当する場合)のすべてのメンバーと同じ国で法人化または組織化されています。 法人または組織の設立国以外で顧客を勧誘していません。
	運用資産の総額は1億7,500万ドル以下であり、かつ直近会計年度の損益計算書上の総収入は700万ドル以下です。運用資産の総額が5億ドル超であるか、直近会計年度の合算/連結損益計算書上の総収入が2,000万ドル超である拡大関連者グループのメンバーに該当しません。および
	●制限ファンドの債権または証券を特定米国人、1人以上の実質的な米国所有者を持つ受動的NFFE、または非参加FFIに分配しません。
ボック	ス25b または25cのいずれか適用する方にチェックを入れてください。
	らに、このフォームの提供先である制限ファンドの債権または株式持分のうち、2011年12月31日の後に行われたすべての売却に関して、パートIで特定 業体が以下に該当することを証明します。
b	□ 過去、米国事業体および米国個人居住者に対する債権または証券の売却の全般的禁止を含む分配契約によって拘束されており、現在は特定米国人、1人以上の実質的な米国所有者を持つ受動的NFFE、または非参加FFIに対する債権または証券の売却の全面的禁止を含む分配契約に拘束されています。
С	□ 現在、特定米国人、1人以上の実質的な米国所有者を持つ受動的NFFE、または非参加FFIに対する債権または証券の売却の全面的禁止を含む分配契約に拘束されており、かかる制限がその分配契約に含まれる以前になされたすべての売却については、その時点で存在する口座に適用される規則第1.1471-4(c)条で特定される手続きに従って、かかる売却に関連するすべての口座を精査し、かつ特定米国人、1人以上の実質的な米国所有者を持つNFFEまたは非参加FFIに売却された証券については、買い戻すか、償還させるか、または参加FFIまたはモデル1の報告主体のFFIに該当する分配者への当該証券の譲渡を制限ファンドに指示しています。
パ-	−トXII 報告不要IGAのFFI
26	□ 私は、パートIで特定した事業体が以下に該当することを証明します。
	・ソフレンエに担ぼフフレの明本第四されていたとすべく初生さみたいたソーたい人の映像用したたされてもみの再供を進むします。

● 米国と以下に掲げる国との間で適用されるIGAに基づく報告主体に該当しない金融機関とみなされるための要件を満たします: ____。該当するIGAは、□ モデル1のIGAまたは□ モデル2のIGAです。また、該当するIGAまたは財務省規則

(該当する場合、説明書を参照)の規定による_ _ として扱われます。

• 受託者開示信託、またはスポンサー付事業体は、受託者またはスポンサーの名称を記入:_ 受託者: □ 米国 □ 外国

外国政府、米国政府、外国中央銀行 パートXIII

□ 私は、パート」で特定した事業体が、支払の最終受益者であり、このフォームの提出に関わる支払、口座または債権に関して、保険会社、カストディ機 関、または預貯金取扱金融機関により従事される種類の商業的金融活動(規則第1.1471-6(h)(2)条で許可されるものを除きます)に関与していないことを証明します。

フォームW-8BEN-E(2017年7月改訂) ページ **5**

パートXIV 国際機関

ボックス28aまたは28bのいずれか該当する方にチェックを入れてください。

28a □ 私は、パートIで特定した事業体が、第 7701 (a) (18)条に記載する国際機関であることを証明します。

- - 主なメンバーは外国政府である。
 - 国際機関免除法と類似する外国法の対象となるか、外国政府との間で有効な本拠協定を有する政府間組織または超国家組織として認識されています。
 - 民間人は、当事業体の所得に基づく給付の対象にならない。および
 - 支払の最終受益者であり、このフォームの提出に関わる支払、口座または債権に関して、保険会社、カストディ機関、または預貯金取扱金融機関により従事される種類の商業的金融活動(規則第1.1471-6(h) (2) 条で許可されるものを除きます)に関与していません。

パートXV 免税年金プラン

ボックス29a、b、c、d、eまたはfのいずれか該当するものにチェックを入れてください。

- - 米国と租税条約を締結している国で創設されています(租税条約の恩恵を申請する場合はパートIIIを参照してください)。
 - 主に、年金または退職給付を管理または提供するために運営されています。 および
 - 基金の米国源泉所得に対して、恩恵を受ける要件に課される制限を満たすほかの国の居住者として、租税条約の恩恵を受ける資格を有します(またはファンドがかかる所得を得た場合に恩恵を受ける資格を有するものと想定されます)。
 - - ◆ 役務の提供の対価として、退職、障がいもしくは死亡給付(またはこれらの組み合わせ)を1人以上の雇用主の元雇用者である受益者に提供するために運営されます。
 - いかなる受益者もFFIの資産の5%を超える権利を有しません。
 - 政府の規制に従い、その受益者に関する情報の年次報告書を基金の創設または運営国の該当する税務当局に提供します。ならびに
 - (i) 通常、退職または年金プランというステータスを理由に、創設国または運用国の法律に基づき投資所得に対する税金は免除されます。
 - (ii) 総拠出額の50%以上を、出資者となる雇用主から受領します(このパートに記載するほかのプランからの資産の移転、適用されるモデル1もしくはモデル2のIGAに記載する退職もしくは年金口座、適用されるモデル1もしくはモデル2のIGAに記載するほかの退職基金、または規則第1.1471-5(b)(2)(i)(A)条に記載する口座を排除して判断します)。
 - (iii) 退職、障がいまたは死亡に関連する特定の事象が発生する前に実行された分配または出金(規則第1.1471-5(b)(2)(i)(A)条(「退職および年金口座」を指します)に記載される口座、該当するモデル1もしくはモデル2のIGAに記載される退職および年金口座、またはこのパートまたは該当するモデル1もしくはモデル2のIGAに記載されるその他の退職基金に対するロールオーバー配当を除く)は許可しないか、罰則を科します。あるいは
 - (iv) 従業員の所得を参考にして、従業員の基金への拠出額に制限を課すか、年間5万ドル以下に抑えます。
 - c □ 私は、パートIで特定した事業体が以下に該当することを証明します。
 - 役務の提供の対価として、退職、障がいもしくは死亡給付(またはこれらの組み合わせ)を1人以上の雇用主の元雇用者である受益者に提供するために運営されます。
 - 参加者は50人未満です。
 - 1人以上の雇用主(投資事業体または受動的NFFEを除く)を出資者とします。
 - 従業員および雇用主の基金への拠出額を、従業員の所得および報酬に応じてそれぞれ制限します(このパートに記載するほかのプランからの資産の移転、該当するモデル1もしくはモデル2のIGAに記載する退職および年金口座、または規則第1.1471-5 (b) (2) (i) (A) 条に記載する口座を排除して判断します)。
 - •基金が創設または運営される国の居住者でない参加者の権利は、基金の資産の20%未満に制限されます。ならびに
 - 政府の規制に従い、その受益者に関する情報の年次報告書を基金の創設または運営国の該当する税務当局に提供します。
 - d □ 私は、パートIで特定した事業体が、米国で創設または運営される信託によりプランの財源が確保されるという要件のほか、第401 (a) 条の要件を満たす年金プランに従って創設されたことを証明します。
 - e □ 私は、パートIで特定した事業体がこのパートもしくは該当するモデル1もしくはモデル2のIGAに記載する1つ以上の退職基金、規則第1.1471-5 (b) (2) (i) (A) 条に記載する口座 (「退職および年金口座」を指します)、または該当するモデル1もしくはモデル2のIGAに記載する退職および年金勘定のために所得を稼ぐことのみを目的として創設されたことを証明します。
 - f □ 私は、パートIで特定した事業体が以下に該当することを証明します。
 - 出資者の現従業員もしくは元従業員(またはかかる従業員が指定する人物)に当たる受益者または参加者に対して、退職、障がいまたは死亡給付を 提供するために、外国政府、国際機関、中央銀行、もしくは米国所有下にある政府(それぞれ規則第1.1471-6条の定義に従います)または該当するモ デル1もしくはモデル2のIGAに記載する免除最終受益者によって創設および出資されます。**あるいは**
 - 出資者の現従業員もしくは元従業員以外の受益者または参加者に、当該出資者に提供された人的役務の対価として退職、障がいまたは死亡給付を 提供するために、外国政府、国際機関、中央銀行、もしくは米国所有下にある政府(それぞれ規則第1.1471-6条の定義に従います)または該当するモ デル1もしくはモデル2のIGAに記載する免除最終受益者によって創設および出資されます。

フォームW-8BEN-E (2017年7月改訂) ページ **6**

パートXVI 免税最終受益者が100%所有する事業体

- 30 □ 私は、パート」で特定した事業体が以下に該当することを証明します。
 - 外国金融機関 (FFI) に該当し、投資事業体であることをその唯一の根拠とします。
 - 投資事業体の株式持分の各直接保有者は、規則第1.1471-6条または該当するモデル1もしくはモデル2のIGAで定める免除最終受益者です。
 - 投資事業体の債権持分の各直接保有者は、預貯金取扱金融機関(かかる事業体に対する貸付金に関して)か、規則第1.1471-6条または該当するモデル1もしくはモデル2のIGAに記載する免除最終受益者のいずれかに該当します。
 - 氏名、住所、TIN (該当する場合)、第4章のステータス、および金融口座または事業体の直接的株式持分を構成する債権持分を所有する各人物に関する源泉徴収義務者に提出される裏付け書類の種類の説明を含む所有者の報告書を提供済みです。 **ならびに**
 - 事業体の各所有者(最終受益者であるか否かは関係ありません)が、規則第1.1471-6(b)、(c)、(d)、(e)、(f)、(g)条に記載する事業体である旨を立証する証拠書類を提供済みです。

パートXVII 領域内の金融機関

31 □ 私は、パートIで特定した事業体が、米国の所有地の法律に基づき法人化または組織化された金融機関(投資事業体を除きます)に該当することを 証明します。

パートXVIII 適用除外非金融機関グループの事業体

- - ◆ 持ち株会社、トレジャリーセンター、または金融子会社に該当し、規則第1.1471-5 (e) (5) (i) (C) ~ (E) 条までに記載する機能が事業体のほぼすべての活動を占めます。
 - 規則第1.1471-5(e)(5)(i)(B)条に記載する非金融グループのメンバーです。
 - 預貯金取扱金融機関または資産保管機関ではありません(事業体の拡大関連者グループのメンバー向けのものを除きます)。および
 - 投資ファンドとして機能しません(または振る舞いません)。ここでいう投資ファンドの例としては、プライベートエクイティファンド、ベンチャーキャピタルファンド、レバレッジドバイアウト (LBO) ファンド、もしくは買収/企業への出資後当該企業の持ち分を投資目的用資本資産として保有する投資戦略を持ついずれかの投資ビークルなどが挙げられます。

パートXIX 適用除外非金融新設会社

- 33 □ 私は、パート」で特定した事業体が以下に該当することを証明します。
 - ・設立日(新規の事業ラインである場合は、当該事業ラインを承認した取締役会決議の日): ______ (支払日は上記の日付から24か月未満であること)
 - まだ事業を営んでおらず、過去に営業履歴を持たないか、金融機関もしくは受動的NFFEの事業ライン以外の新しい事業ラインを営むために資本を資産に投資しています。
 - 金融機関の事業以外の事業を営むために資本を資産に投資しています。**ならびに**
 - 投資ファンドとして機能しません(または振舞いません)。ここでいう投資ファンドの例としては、プライベートエクイティファンド、ベンチャーキャピタルファンド、レバレッジドバイアウト(LBO)ファンド、もしくは買収/企業への出資後当該企業の持分を投資目的用資本資産として保有する目的を持ついずれかの投資ビークルなどが挙げられます。

パートXX 清算または破産手続き中の適用除外非金融事業体

- - ◆次の日付に、清算計画もしくは更生計画を提出、または破産手続きの申請を行いました。
 - 過去5年間に、金融機関として事業に従事しておらず、受動的NFFEの役割も担っていません。
 - 清算手続き中、または更生もしくは破産状態から脱却しつつあり、非金融事業体として営業を継続/再開する意図を持ちます。および
 - 3年以上破産または清算手続き中である場合は、破産申請や申請を裏付けるその他の正式書類などの文書での証拠を提供済みまたは提出する予定です。

パートXXI 501(c) 該当組織

- - 支払先が第501(c)条該当組織であると結論づけるIRSからの決定通知(その時点において有効であるもの)の発行を受けています。当該通知の日付:_______。**あるいは**
 - 受取人が第501(c)条に該当する組織であることを表明する米国法律顧問からの意見書の控えを提供済みです(支払先が外国の私設財団であるか否かを問いません)。

パートXXII 非営利組織

- - 事業体は、宗教、慈善、科学、芸術、文化または教育を唯一の目的として居住国において創設、維持されています。
 - 事業体は居住国の所得税を免除されています。
 - 事業体には、その所得または資産に対して独占的所有権または受益所有権を持つ株主またはメンバーは存在しません。
 - ●事業体の居住国の準拠法または事業体の設立書類のいずれによっても、事業体の所得または資産を民間人または非慈善事業体に分配したり、これらの利益に充てられたりすることは許可されません。ただし、事業体の慈善活動の遂行に伴うか提供されたサービスに対する合理的な対価の支払もしくは事業体が購入した財産の公正市場価値を表す支払として分配または適用される場合はこの限りではありません。ならびに
 - ●事業体の居住国の準拠法または事業体の設立書類では、事業体の清算または解散をもって、事業体のすべての資産が外国政府、外国政府の中核部分、外国政府が支配する事業体、もしくはこのパートに記載するその他の組織に分配される旨、または事業体の居住国の政府もしくは当該政府の政治的下位区分に帰属する旨を規定しています。

フォームW-8BEN-E(2017年7月改訂) ページ 7 NFFEのうち上場事業体または上場企業の関連会社であるNFFE パートXXIII ボックス37aまたは37bのいずれか該当する方にチェックを入れてください。 私は以下を証明します。 パートで特定した事業体は、金融機関以外の外国法人です。および • かかる法人の株式は、次に掲げる1つ以上の証券市場で日常的に取引されています:_____ (株式が日常的に取引され ている証券取引所名を記入してください)。 パートで特定した事業体は、金融機関以外の外国法人です。 パートーで特定した事業体は、その株式が証券市場で日常的に取引されている事業体と同じ拡大関連者グループのメンバーです。 • 証券市場で株式が日常的に取引されている事業体の名称: _ および • かかる株式が日常的に取引されている証券市場の名称: パートXXIV 適用除外領域に属するNFFE □ 私は以下を証明します。 パートで特定した事業体は、米国の所有地において組織化された事業体です。 パートIで特定した事業体は以下に該当します。 (i) 通常の銀行業務または類似業務において預金を受け入れません。 (ii) 主要な事業活動として、他者の金融資産を保持しません。あるいは (iii) 金融口座を発行するか、金融口座に関して支払を実行する義務を負う保険会社(または保険会社の持ち株会社)に該当しません。**および** パートIで特定した事業体の所有者全員は、NFFEが組織化または法人化された所有地の真正な居住者です。 パートXXV 能動的NFFE □ 私は以下を証明します。 パートIで特定した事業体は、金融機関以外の外国法人です。 • 受動的所得は、かかる事業体の前年分の総所得の50%未満です。ならびに 事業体の保有資産のうち、受動的所得を生み出すために保有される資産の割合は50%未満です(四半期ごとに測定される受動的資産の加重平均 割合で計算)(受動的所得の定義については説明書を参照)。 パートXXVI 受動的NFFE 40a 私は、パートで特定した事業体が、金融機関以外の外国事業体(米国の所有地で組織化された投資事業体を除きます)であること、およびそのス テータスを上場NFFE(もしくは関連会社)、適用除外領域に属するNFFE、能動的NFFE、直接的な報告主体であるNFFE、またはスポンサー付直接 的な報告主体であるNFFEと認定していないことを証明します。 ボックス40bまたは40cのいずれか該当する方にチェックを入れてください。 b ∐ 私は、パートIで特定した事業体が実質的な米国所有者(または該当する場合、支配的米国人)を持たないことを証明します。**あるいは** □ 私はさらに、パートIで特定した事業体がパートXXIXに掲げるNFFEの実質的な米国所有者(または、該当する場合、支配的米国人)それぞれの氏 名、住所、TINを提供済みであることを証明します。 適用除外中間関係会社に該当するFFI パートXXVII ■ 私は、パートで特定した事業体が以下に該当することを証明します。 • 拡大関連者グループのメンバーです。 金融口座を保持していません(所属する拡大関連者グループ向けに保持する口座を除きます)。 所属する拡大関連者グループのメンバー以外の人物に源泉徴収の対象となる支払を行いません。 所属する拡大関連者グループのメンバー以外の源泉徴収義務者に口座を保有しておらず、当該義務者から支払を受けることもありません。ならびに ●所属する拡大関連者グループのメンバーを含む金融機関のために、規則第1.1471-4(d)(2)(ii)(C)条に基づき報告すること、または第4章の目的

- - において代理人役を務めることに同意していません。

パートXXVIII スポンサー付直接的な報告主体であるNFFE(これが許容される場合については説明書を参照)

- スポンサーである事業体の名称:
- □ 私は、パートIで特定した事業体が、ライン42で特定した事業体がスポンサーを務める、直接的な報告主体であるNFFEに該当することを証明し 43 ます。

フォーム**W-8BEN-E**(2017年7月改訂)

フォームW-8BEN-E (2017年7月改訂) ページ **8**

パートXXIX 受動的NFFEの実質的な米国所有者

Part XXVIで要求される、NFFEの実質的な米国所有者それぞれの氏名、住所およびTIN をご記載ください。実質的な米国所有者の定義については説明書を参照してください。 モデル1またはモデル2の報告主体となるFFIとして取り扱われるFFIにフォームを提供する場合、NFFEは該当するIGAに基づくその支配的米国人を報告するためにも、このパートを使用することができます。

氏名/名称	住所	TIN

パートXXX 証明書

私は、偽証罪の罰則が科される可能性を認識したうえで、このフォームの記載情報を詳細に見直したこと、および自分が知り、信じる限りにおいて、このフォームが真実、正確かつ完全であることを宣言します。 私は偽証罪の罰則が科される可能性を認識したうえで、以下のすべての事項についても表明します。

- このフォームのライン1で特定する事業体は、このフォームに関わるすべての所得の最終受益者であるか、このフォームを第4章の目的においてそのステータスを証明する ために使用するか、または第6050W条の目的でこのフォームを提出するマーチャントに該当します。
- このフォームのライン1で特定する事業体は、米国人に該当しません。
- このフォームに関わる所得は以下のいずれかに該当します。(a) 米国内での取引または事業の遂行に実質的に関係していない、(b) 実質的に関係しているが、租税条約に基づき課税対象とならない、(c) パートナーシップの実質関連所得に対するパートナーの持分である。 **ならびに**
- 仲介取引または物々交換に関して、最終受益者は説明書で定義する免除外国人に該当します。

さらに私は、ライン1の事業体が最終受益者である所得を支配、受領もしくは保管する源泉徴収義務者、またはライン1の事業体が最終受益者である所得を分配もしくは支払う源泉 徴収義務者にこのフォームが提供されることを承認します。

このフォームの表明事項が不正確となった場合、30日以内に新しいフォームを提出することに同意します。

こちらに署名 してください			
してくだざい	最終受益者に代わって署名する権限を有する個人の署名	活字体氏名	日付 (MM-DD-YYYY)
	■ 私は、このフォームのライン1に特定した事業体に代わって署名する能力を		

フォーム**W-8BEN-E**(2017年7月改訂)